

令和4年度 第3回四街道市市民参加推進評価委員会 会議議事録

日 時 令和5年3月28日(火)

午後4時から4時58分まで

場 所 四街道市役所新館5階第1会議室

出席委員：8名(日野委員長、椎名委員、石川委員、小笠原委員、田谷委員、新村委員、富樫委員、松本委員)

欠席委員：なし

職 員：木村総務課長、服部総務課長補佐、菅原主査、三浦主任主事

傍聴人：なし

— 次第 —

1. 開会

2. 委員長挨拶

3. 諮問

4. 議題

(1) 令和4年度 市民参加手続の対象としなかった行政活動の手続の評価

(2) 令和4年度 市民参加手続の実施予定(追加)の評価

(3) 令和5年度 市民参加手続の実施予定の評価

(4) その他

5. 閉会

— 1. 開会 ～ 3. 諮問については議事録省略 —

日野委員長：それでは、議事に入ります。

○議題(1) 令和4年度 市民参加手続の対象としなかった行政活動の手続の評価

事務局(菅原)：【資料No.1 四街道市学校給食費の管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定】の概要説明

日野委員長：ご意見・ご質問がありましたらお願いいたします。

日野委員長：こちらは、学校給食費の費用改正に関する件ということですが、改正前・後でどの程度上昇するのでしょうか。

事務局（菅原）：（改正内容について説明）

日野委員長：わかりました。市民参加手続の観点から、何かご意見等がありますでしょうか。

>特になし

日野委員長：それでは、手続としては、適切であるとさせていただきます。

○議題（２） 令和４年度 市民参加手続の実施予定（追加）の評価

事務局（菅原）：【資料No.2 使用料及び手数料の改定に伴う関係条例の整備に関する条例の制定】の概要説明

日野委員長：ご意見・ご質問がありましたらお願いいたします。

新村委員：使用料・手数料とありますが、どのようなものでしょうか

事務局（菅原）：市役所財政課の行財政改革推進本部会において、基本方針として料金の見直しを行うこととしています。いわゆる使用料、手数料と名の付くもの全般の見直しを行っており、具体的なものとして、文化センター使用料、鹿島荘や南部総合福祉センターの各部屋の使用料、市営霊園の墓地使用料、中央公園のプールや公民館の各部屋の使用料等が挙げられます。

日野委員長：資料No.11 についても本件の影響を受けて見直したものであると認識しています。本件につきまして、その他にご意見・ご質問はありますでしょうか。

>特になし

日野委員長：それでは、手続としては、適切であるとさせていただきます。

日野委員長：続いて、資料No.3～5についてはそれぞれ関連する案件となりますので、一括して説明をお願いします。

事務局（菅原）：【資料No.3 四街道市個人情報保護条例の廃止】、【資料No.4 四街道市個人情報保護条例施行規則の廃止】、【資料No.5 四街道市情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例の制定】の概要説明

日野委員長：ご意見・ご質問がありましたらお願いいたします。

日野委員長：資料No.5について、審査会に係る手数料というのは情報公開請求の手数料部分の改正という理解でよろしいのでしょうか。

事務局（菅原）：審査会条例においては、これまで手数料の規定はありませんでした。新しく規定を設けたものですが、手数料は無料です。

事務局（三浦）：審査会条例の中にある手数料というのは、情報公開請求や個人情報開示請求についての審査請求が提出された際、四街道市情報公開・個人情報保護審査会に対して、請求者が関連資料を閲覧できる制度があるのですが、それに係る手数料です。

日野委員長：本件は審査会の手数料に関するものであり、情報公開請求の手数料とはまた別という事で理解いたしました。その他、ご意見・ご質問がありましたらお願いいたします。  
>異議なし

日野委員長：それでは適切であるとさせていただきます。

事務局（菅原）：**【資料No.6 四街道市子ども医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定】**の概要説明

日野委員長：ご意見・ご質問がありましたらお願いいたします。

>特になし

日野委員長：それでは、手続としては、適切であるとさせていただきます。

事務局（菅原）：**【資料No.7 四街道市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び四街道市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定】**の概要説明

日野委員長：ご意見・ご質問がありましたらお願いいたします。

>特になし

日野委員長：それでは、手続としては、適切であるとさせていただきます。

事務局（菅原）：**【資料No.8 四街道市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定】**の概要説明

日野委員長：ご意見・ご質問がありましたらお願いいたします。

>特になし

日野委員長：それでは、手続としては、適切であるとさせていただきます。

事務局（菅原）：【資料No.9 四街道市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定】の概要説明

日野委員長：ご意見・ご質問がありましたらお願いいたします。

>特になし

日野委員長：それでは、手続としては、適切であるとさせていただきます。

事務局（菅原）：【資料No.10 四街道市森林整備計画の樹立】の概要説明

日野委員長：ご意見・ご質問がありましたらお願いいたします。

日野委員長：森林法第10条の5で森林整備計画について、どのような手順で策定するか基準を規定しているかと思うのですが、この点は市民参加条例第6条第2項第3号には直接当たらないという理解でよろしいでしょうか。

事務局（菅原）：計画の「中身」について国・県から基準が示されていて、それに従わなければならない場合については、直接第2項第3号を適用させるのが相応しいと考えています。それに対し、計画の「中身」ではないのですが、法定の「手続」に従って策定を行うことで、市民参加条例の目的や趣旨が充足されるものであるため、第2項第3号に準じた第6号としました。

日野委員長：森林法上の条文の性格上、法定の「手続」の要素が強いことなどから、直接第3号は適用しないという理解でよろしいでしょうか。

事務局（菅原）：おっしゃるとおりです。

日野委員長：わかりました。ご意見・ご質問などございますか。

>特になし

日野委員長：手続としては、適切であるとさせていただきます。

事務局（菅原）：【資料No.1 1 四街道市営自転車駐車場条例の一部を改正する条例の制定】の概要説明

日野委員長：料金は、改正前・後でどの程度上昇するのでしょうか。

事務局（木村課長）：今回の見直しはすべて、消費税が増税された際、当時は影響を考慮して料金を据え置いたのですが、その点を見直しする内容となっています。

事務局（菅原）：（改正内容等について説明）

日野委員長：手続について、ご意見・ご質問がありましたらお願いいたします。

>特になし

日野委員長：それでは、手続としては、適切であるとさせていただきます。

事務局（菅原）：【資料No.1 2 四街道市手数料条例の一部を改正する条例の制定】の概要説明

日野委員長：ご意見・ご質問がありましたらお願いいたします。

>特になし

日野委員長：それでは、手続としては、適切であるとさせていただきます。

○議題（3） 令和5年度 市民参加手続の実施予定の評価

事務局（菅原）：【資料No.1 3 四街道市都市計画マスタープランの策定（令和7年度～26年度）】の概要説明

日野委員長：ご意見・ご質問がありましたらお願いいたします。

富樫委員：長期に渡る計画の策定という事ですので、四街道市に長く住む事となる若い方々の意見を大切にすることが重要だと思っています。意見募集等において、若い方々の意見をどのように聴取するのかお聞かせいただければと思います。

事務局（菅原）：すでに実施したアンケート調査については、4年12月15日号の市政

だよりでアナウンスをしています。従来の用紙に記入して回答してもらう方法に加え、QRコードを読み取って回答できる電子回答という方法を取り入れていると聞いています。若い方に回答してもらうための入口としては、良いものではないかと思います。また、都市計画策定委員会においては、子育てに詳しい団体の方にも意見を聞くと言った取り組みがあるという事をお話しさせていただければと思います。事務局としても確認をして、ご質問の点について工夫をするよう、担当課に伝えることも検討したいと思います。

富樫委員：要望になりますが、地域懇談会など、ぜひ鈴木市長にもトップに立って、お忙しいとは思いますが、直接意見を聞いていただければと思います。

日野委員長：四街道市都市計画マスタープランは市政に関わって大きな計画と位置づけられますので、幅広くかつ多様な世代の方々の意見を反映するプロセスを踏んでほしいと思います。特に、若い世代や子育て世代の方より幅広く意見を募集する体制を構築していただきたいと思います。その旨を、担当課にもお伝えいただければと思いますが、いかがでしょうか。

松本委員：アンケートについて、私も12月頃に回答したものがあありますが、健康状態や住み心地とか、それがこの計画策定についてのアンケートだったのでしょうか。

事務局（菅原）：松本委員が回答して頂いたアンケートが、今回の計画策定についてのアンケートだったかどうかは分かりかねるものの、ただ、都市計画についてということではありますが、歴史や観光資源、自然環境、子育てについてなど、幅広く意見を聴取しているところから、もしかしたらその可能性もあるかもしれません。

日野委員長：その他、ご意見・ご質問がありましたらお願いいたします。

>特になし

日野委員長：それでは、手続としては、適切であるとさせていただきます。

#### ○議題（4） その他

日野委員長：その他について、事務局からご説明お願いいたします。

事務局（菅原）：（前回いただいた答申に対する市の対応及び次回の開催予定について説明）

日野委員長：それでは本日の議事については終了しましたが、最後に委員の皆様から何かご

意見ご質問等がありますでしょうか。

>特になし

それでは事務局へお返しいたします。

## 5. 閉会

事務局（木村課長）：それでは令和4年度第3回四街道市市民参加推進評価委員会を終了します。

>ありがとうございました。